虐待防止のための指針

社会福祉法人ともしび福祉会
高槻ともしび苑

1. 虐待防止に関する基本的考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格の尊厳を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

2. 虐待の定義

（1） 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。
また正当な理由もなく身体を拘束すること。

（2） 介護・世話の放棄放任
意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

（3） 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4） 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

（5） 経済的虐待
契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

（1） 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に開催し、「身体拘束及び虐待防止委員会（リスクマネジメント委員会）を設置します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等を「虐待防止に関する措置を適切に実施する

ための担当者（リスクマネジメント担当者)」とします。

(2)　委員会は１ヶ月に１回開催します。

(3)　委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。

① 施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
② 身体拘束を実施した場合の解除の検討
③ 身体拘束廃止に関する職員への指導
④ 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること
⑤ 施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の熟成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
⑥ 虐待防止のための指針、マニュアル整備に関すること
⑦ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
⑧ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
⑨ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

(1)　職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底します。

(2)　実施は年２回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

(3)　研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

5. 虐待またはその疑い（以下　虐待等）が発生した場合の対応に関する基本方針

(1)　虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

(2)　また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

(1)　職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針

に沿って対応しなければならない。

(2)　居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。

(3)　入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。

(4)　施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(5)　委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長へ報告する。施設長は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。

(6)　必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行う。

(7)　報告、解決の手順は高齢者虐待防止マニュアルを参照する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1)　虐待等の苦情相談ついて、苦情受付担当は、寄せられた内容について苦情解決責任者（管理者）に報告します。

(2)　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、塔該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。

(3)　対応の流れは、上述の「6　虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

(4)　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 入所者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当法人のホームページにも記載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、府・市社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

11. 附則

この指針は令和 7 年 11 月 1 日より施工する。